

今までのコロナ対策について、本日19日付で専門家会議が見解を示しました。

見解によると「一部の地域で感染拡大が継続しており、こうした状態が続けば爆発的な感染拡大を伴う大規模流行が起こる可能性が高い」とされています。

特に本ウイルスは「自分が健康だと思っても他者への感染の可能性がある」特徴を有していることが確認されており、若い人など「軽症」な方が不必要な行動を取ることで感染を拡大させ、疾病のある方や弱者にうつしてしまい「重症化」するケースが目立ってきています。「若いから大丈夫」と過信することなく、周りに迷惑をかけることにならないよう引き続き不特定多数の出入りする場所などに行かないよう自分自身の行動に責任をもって対応してください。

「▼」マークが今回変更・追加箇所です

1.うがい手洗いの徹底

自分の身は自分で守ることの徹底

2.出張の可否（海外・国内とも）

①海外出張：当面の間（3月中）不要不急の出張は見合わせる

▼②国内出張：（3月31日（火）まで）は原則「禁止」

どうしても必要な場合は上司判断の上社長最終決済とするが「車」での移動のみの手段とする

③コロナ終息見込みが立ち、国の方針が解除されると出張も随時増えていくものと思われます。

自粛期間中に不特定多数の人と接触する場所に行った経緯があった人を出張に行かせるわけにはいきません。会社休業日にこういったところに行かないよう徹底をお願いします。

▼3.「在宅勤務」・時差出勤の延長

3月31日（火）までは東京支店及び大阪営業所においてテレワーク、時差出勤とし（原則は「在宅勤務」）通勤途上等での感染予防を行う。

4.大人数が集まる会議や行事等への参加

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り回避すること。

「会食」「飲み会」「懇親会」「セミナー」「合同会議」などの濃厚接触の恐れのある会合への出席自粛。やむを得ない場合は上長に相談の上、必ず社長承認を得ること。

▼5.外部からの来客について

外部からの不要不急の来客については3月31日（火）までは原則「禁止」とします

6.社員に感染者が出たときの対応

厚生省のガイドラインに基づき、

①風邪の症状や発熱のある場合は出社せず、休む。

感染していることが確認された場合はもちろん、普通の風邪等の診断を受けた場合でも状況は必ず会社の総務へ連絡すること。

連絡先 総務 為西 086-241-2592 携帯 080-9690-4733

②家族に熱が4日以上続いた場合も必ず会社に連絡し、事後の対応は会社の判断に従うこと。

7.本通達は正社員だけでなく「嘱託」「パート」「実習生」「派遣社員」にも適用する

各所属する課長が状況把握すること

※在宅勤務等の期間については3月27日（金）に再度ご連絡いたします

湯浅博文